札幌国際大学 内部質保証の方針

1. 基本的な考え方

札幌国際大学及び札幌国際大学大学院並びに札幌国際大学短期大学部(以下「本学」という。)は、建学の礎、本学の学則に定める目的及び使命に基づき、教育研究活動等について 不断に自己点検・評価を実施し、その質の向上に向けた改善・改革を推進する。

2. 内部質保証の組織体制

- (1)本学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織は、内部質保証推進員会(以下「内部質保証委員会」という。)とする。内部質保証委員会は本学の自己点検・評価の基本方針を定め、自己点検・評価結果の点検及び改善の監理を担う。また、学外の参画を得た外部評価及び認証評価機関による認証評価により、本学が実施する自己点検・評価の客観性及び妥当性の確保を図る。
- (2) 札幌国際大学自己点検・評価委員会(以下「自己点検・評価委員会」という。) は毎年度実施する自己点検・評価の報告書を作成し、内部質保証委員会に提出する。
- (3) 教学マネジメント推進委員会は三方針を踏まえた取組の点検・評価を実施し、改善策を取りまとめ学長に報告する。
- (4)札幌国際大学 IR 室は本学の内部質保証に必要なエビデンスを収集・分析する。また、 各組織の要請に応じて必要なエビデンスを提供する。

3. 自己点検・評価活動

- (1)本学は、教育の更なる発展のため、自己点検・評価活動を基盤として内部質保証を推進する。
- (2) 各学部・学科・研究科、部・委員会・センター等及び事務部門は、自己点検・評価実施委員会の構成員として、各組織での自己点検・評価を実施し、その報告書を自己点検・評価委員会に提出する。
- (3) 自己点検・評価委員会は、実施委員会が提出した報告書を取りまとめ、本学の自己点検・評価報告書を作成して内部質保証委員会に提出する。
- (4) 内部質保証委員会は本学の自己点検・評価報告書を点検の上、改善が必要と認められた事項について、関係組織にその改善策の検討を指示する。
- (5) 内部質保証委員会は自己点検・評価報告書を学外に公表し、社会に対する説明責任を 果たすものとする。

4. 外部評価による検証

- (1) 内部質保証の適切性、妥当性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を7年に一度受審する。
- (2) 本学の実施する自己点検・評価活動の客観性・適切性を担保するために、学外より有識者を招いて意見を聴取する場を設けることとする。

5. 教職員における内部質保証

職員の人材育成の方針に従い、組織的かつ体系的な FD・SD 活動を通して、教職員それぞれが内部質保証の担い手であることの自覚を促す。

以上